

令和 8 年度 平塚市立神田中学校いじめ防止基本方針

平塚市立神田中学校

■いじめの定義

本方針が対象とする「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第 2 条 1 項の規定に基づき、次のように定義します。

「いじめ」とは、生徒等に対し、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つことが必要であり、さらに、当該生徒等が「心身の苦痛を感じているもの」に限らず、客観的に判断することが大切です。

1 いじめの防止対策に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめととらえます。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

（いじめの禁止）

本校の生徒はいじめを行ってははいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、被害者の安全を第一にし、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

生徒一人ひとりが、自尊感情を持ち、他者理解・他者尊重ができる環境では、いじめは起こりにくいといえます。こうした環境をつくるには、自分の意見をしっかりとつと同時に、他者の考えを聞き、自分のためだけでなく、全体のためになることについて考えようとする態度を育成することと、自分たちの力で作り上げた・やり遂げたという達成感を感じさせることが大切です。そして、そうした態度を育成するとともに、自分も相手も大切にしたいコミュニケーション能力を培うことが重要です。

同時に、「どのような社会にあっても、いじめは決して許されない行為である。また、いじめをはやし立

てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。」という基本的な考え方を生徒に定着させるとともに、保護者・地域にも啓発する必要があります。

さらに、被害生徒や周囲の生徒が大人に相談することは、「被害生徒の救済というだけでなく、加害者に許されない犯罪的なことを行っていることを気付かせることになり、加害者を助けることでもある」という意識を一般化することで、被害者の泣き寝入りや傍観者の発生を防ぐ土壌づくりにつながります。

そのために次の取り組みを行います。

（１）いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制作りに努めます。
- ・「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年に複数回の校内研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

《具体的な取組の推進》

ア 自治能力の育成（生徒が作るクラス・学年・学校）

- ・生徒会等、生徒によるいじめ防止の啓発活動（全校集会や学年集会での呼びかけ、ポスター、作文等）を推進します。
- ・自分たちの力で作り上げた、やり遂げたという達成感を感じさせる取り組みをします。
（運動会、文化発表会、部活壮行会、マラソン大会、あいさつ運動、エンジョイイベント等）

イ 仲間とともに行う体験活動等の充実

- ・校外学習や総合的な学習の時間等における体験活動の推進をします。
（稲作体験、職業体験、福祉体験等）

ウ 地域諸団体との連携

- ・地域諸団体との連携による諸活動への積極的な参加を促します。
- ・地域、保護者の応援による教育支援を行います。

エ コミュニケーション能力の育成

- ・校内人権研修会等において、教職員の人権感覚およびカウンセリングマインドを高めます。
- ・教科、道徳、特別活動等あらゆる教育活動の中で取り入れます。
（オープンマインドプログラム、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等）

オ いじめを否定する態度の育成

- ・道徳の時間や特別活動等での計画的な指導を行います。
- ・道徳の時間や特別活動で一人ひとりが学んだことを、日常生活・学校生活の中で生かせるようにしていきます。

カ 会議の精選や校務支援システムの積極的な活用により会議や校務の効率化を図り、生徒と直接ふれあう時間を生み出す努力をします。

（２） いじめの早期発見の取組

教職員がアンテナを高くし、生徒の変化に敏感に気づくことが基本ですが、現在は、生徒を取り巻くＩＴ環境が日々進化しているために、学校以外での広範囲に及ぶ生徒の人間関係等、普段の学校生活の中だけではなかなか気づきにくい状況もある。そこで、周囲の生徒達の気付きをいち早く拾い出すこと、何より本人からの訴えがしやすい環境をつくることに重点を置く必要があります。

そのためにつぎのような取組を行います。

- ・生徒が気軽に話せる雰囲気づくりをし、職員との信頼関係を確立できるように努力します。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査及び個人面談を実施します。
- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・相談、通報のあった事案は「いじめ対策会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

《具体的な取組の推進》

- | | |
|---|---|
| ア | 日頃から、職員は積極的に声をかけ、気軽に相談しやすい関係を構築します。 |
| イ | 「気になること・教育相談アンケート」（年３回）を実施し、それに伴う教育相談を行います。アンケートで聞き取った内容やまとめた記録は、管理職が確認します。また、アンケートは当該生徒が卒業後５年間保存します。 |
| ウ | 職員会議等において生徒の情報交換を実施し、教職員同士で情報の共有をします。 |
| エ | ＳＣ（スクールカウンセラー）、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）との連携を密にしていきます。 |
| オ | 家庭や地域との連携を密にしていきます。 |

（３） いじめへの早期対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- ・はやし立てたり、同調したりする生徒に対しては、それらの行為もいじめであることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

《具体的な取組の推進》

- | | |
|---|---|
| ア | いじめを察知したら、まず学年で情報を共有化し、学年主任の指揮のもと、対応計画を立てるとともにすぐに生徒指導担当・管理職へ報告し、いじめ対策会議を開催します。
(対象者が異学年にわたる場合は、生徒指導担当が当該学年主任と連携して対応します。)
(部活動内での場合は、生徒指導担当が部活動顧問、当該学年主任と連携して対応します。)
重大な事案の場合は、生徒指導担当・管理職の指揮の下、対策組織を全職員に広げます。 |
|---|---|

イ 対応は聞き取りや経過観察で終わることなく、迅速に進め、事案の内容によって、いじめの恐れがある場合には速やかに、事案の把握と初期段階の対応を済ませてアセスメントを行い、今後の指導計画を立てます。

ウ 対応にあたっては、被害者の安全（心の安定も含む）を第一とし、最初に見守りの体制を構築します。この時、被害者の不安を取り除くように配慮するとともに加害・被害生徒の保護者への連絡を行い、事案の内容・対応方法について説明します。また、いじめを知らせた生徒の安全確保も徹底します。

いじめが犯罪行為として認められる場合は、いじめ防止対策推進法第 23 条 6 項にあるように、原則として校長が判断し、平塚警察署等と連携をとります。また、被害生徒の安全の確保の上で必要がある場合は、同 4 項に基づき、加害生徒に別室指導もしくは学校教育法第 35 条の出席停止措置について市教育委員会と相談します。

エ 加害生徒への指導は、単に叱責で終わることなく、自分の行為がどのようなものだったのか、被害者の立場で考えられるまで指導を繰り返します。その上で、「いじめは人として絶対に許されない。」という意識をもたせ、再発防止へ向けた指導を行います。

加害生徒への指導の際、加害生徒がいじめを行ってしまう要因の理解にも配慮します。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続していることを目安とします。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（４） SNS やスマートフォン等を通じてのいじめへの対応

本校では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やスマートフォン等の利用に起因する生徒間トラブルについても、いじめ防止対策推進法および文部科学省通知の趣旨を踏まえ、対応の対象とします。

特に、当該事案が学校生活に影響を及ぼしている場合、または心身の苦痛が継続している場合には、いじめとして認知し、事実確認を行った上で、必要な指導・支援を実施します。

一方で、スマートフォン等の利用に関する管理責任については家庭での指導を基本とし、学校は保護者と連携しながら、再発防止に向けた助言および情報モラル教育を行います。犯罪性が疑われる事案や重大事態に該当する可能性がある場合には、市教育委員会および関係機関（警察・児童相談所等）と連携して対応します。

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネット SNS を通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等を行います。

- ・ SNS、携帯電話のメール、スマートフォン等を利用したいじめなどについては、より大人の目にも触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めています。
- ・ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受け付けなど、関係機関の取り組みについて周知していきます。

《具体的な取組の推進》

- ア 技術科の授業・特別活動・道徳等を通じて、情報モラル教育を更に充実させます。
- イ 定期的にデジタルシチズンシップ教育を取り入れます。
- ウ 専門的な機関の相談窓口を周知します。
- エ「気になること・教育相談アンケート」（年３回）に SNS に関する項目を設定し、生徒の実態把握に努めます。

3 「いじめ対策会議」の設置

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置します。

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本会議構成員に報告します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

（１）「いじめ対策会議」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、学年主任、教育相談コーディネーター、ＳＣ（スクールカウンセラー）

※定例会議は上記の構成で開催するが、緊急会議の際は、直接生徒に関わる職員を含めます。なお、重大事態及びそうなる可能性が高い状況等、事案内容に応じて依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

＜定例会議＞（年３回）

いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

＜緊急会議＞（不定期：緊急時開催）

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・ いじめと疑われる相談、通報への対応 | ・ いじめの判断と情報収集 |
| ・ いじめ事案への対応検討、決定 | ・ いじめ事案の報告 |

4 重大事案への対処

いじめとして把握・対応した事案に関して、教育委員会等の調査（「児童生徒の問題行動等に関する調査」他）の際、軽微なものも含め報告します。また、いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると思われる場合は、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）「緊急調査チーム」の構成

- ・ 事案内容により、構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ・ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努めます。

（２）活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供と説明。

- ・市教育委員会への調査結果報告。
- ・調査結果の説明については、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめ、文書を添えて調査結果の報告を提出する。

5 その他

学校はいじめがなく人権に配慮されていた場所であったか、を学校診断アンケートに加え、適正に自校の取り組みを評価します。

また、評価された内容については、生徒・保護者・地域に公開するとともに、学校運営協議会で報告します。

個々の事案に関しては、生徒・保護者・地域に対しては被害生徒・保護者と相談し、必要がある場合は公開します。

本いじめ対策基本方針に関しては、毎年度末にPTA本部、学校運営協議会でその成果を含めて振り返り、評価を受け、必要に応じて変更・更新を行います。

平成26年(2014年)5月	策 定
平成27年(2015年)5月	一部改訂
平成28年(2016年)5月	一部改訂
平成30年(2018年)5月	一部改訂
平成31年(2019年)4月	一部改訂
令和3年(2021年)1月	一部改訂
令和5年(2023年)2月	一部改訂
令和6年(2024年)2月	一部改訂
令和7年(2025年)2月	一部改訂
令和8年(2026年)2月	一部改訂